

公益財団法人長野県スポーツ協会理事（専務理事）候補者募集要項

1 趣旨

公益財団法人長野県スポーツ協会は（以下「本会」という。）は、本県スポーツの統括団体としてスポーツの果たす社会的役割の重要性に鑑み、スポーツに関する事業を行い、県民の体力の向上とスポーツの振興に寄与することを目的としています。

この重要な使命を担う本会の専務理事候補となる理事を選任するにあたり、公正性、透明性を確保する観点から、その候補者の公募を実施します。

2 募集内容

常勤理事（専務理事）候補者 1名

3 職務内容

職務内容の詳細については、別紙「職務内容書」を参照してください。

4 任期

令和6年4月1日から令和7年6月開催予定の定時評議員会終結時まで

※ 本来の任期は2年以内ですが、今期は前任者の残任期間となります。

なお、評議員会の決議による重任もあります。

5 勤務条件

(1) 勤務形態

常勤

(2) 勤務地

長野市大字南長野字聖徳545-1 長野県スポーツ会館内

(3) 勤務時間

本会「事務局規程」に準じた勤務となります。

※平日勤務については、8時30分から17時15分まで（実質勤務時間7時間45分）です。

(4) 報酬額

本会「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則」に基づき、報酬月額330,000円（年間400万円以内）及び通勤手当（実費相当）を支給します。

(5) 加入保険等

健康保険、厚生年金保険、労働災害保険に加入いただけます。

(6) その他

諸行事への出席のため、土日祝日等、勤務を要する日以外の日に勤務していただくことがあります。

6 応募資格

(1) 令和6年4月1日から勤務できる方で、心身ともに健康であり、任期を全うする見込みがあること。

- (2) 令和6年3月1日時点で満75歳に達しない者
- (3) 常勤理事として当法人の業務に専念できる方であって、当法人の業務執行に当たり求められる十分な見識を有していること
- (4) 国又は地方公共団体、民間企業等において、十分な経営又は管理経験を有していること
- (5) 人事・労務管理、財務及び資産運用に関し、十分な知識や経験を有していること
- (6) 強いリーダーシップと高い対外折衝能力を発揮した実績を有していること、又はこれと同等の職業経歴を有していること
- (7) 職務内容についての的確に遂行できる十分な能力を有し、当法人の経営改革を実施していく意欲があること
- (8) 当法人の目的や経営方針を理解のうえ、財政基盤の強化や人材育成の推進を図り、効率的かつ円滑な業務運営ができること
- (9) 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、人格高潔で高度な倫理観を有していること
- (10) スポーツの振興に関心があること

7 欠格事項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）第177条において準用する同法第65条第1項及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第6条第1号イからニまでに規定するすべての欠格事由に該当する方は応募できません。

【参考】

社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）

（役員との資格等）

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない

一 法人

二 削除

三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）

（欠格事由）

第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
 - ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）ことがなくなった日から5年を経過しない者

8 申込方法等

(1) 申込書の入手方法

採用選考申込書は、当法人のホームページからダウンロードしてください。

URL <http://www.nagano-sports.or.jp/>

(2) 申込受付期間

令和6年1月19日（金）～令和6年2月9日（金）（必着）

(3) 申込方法

応募者は、次の書類を当法人まで提出（持参又は郵送）してください。

① 採用選考申込書（様式1）

- ・ 氏名を自署のうえ、押印してください。
- ・ 3か月以内に撮影した上半身正面の写真を貼付してください。
- ・ 職歴は、できるだけ詳細に記載してください。

② 小論文（様式2）

応募の動機を含め、公募している職務に自らが適任である理由及びスポーツ振興に関する提案等について、A4用紙（縦長・横書き）2,000字以内で作成してください。

- ③ 返信用封筒（長形3号）にあて先及び氏名を明記し、84円切手を貼付したもの（選考結果通知に使用します）
- (4) 提出先
〒380-0872 長野県長野市大字南長野字聖徳545-1
長野県スポーツ会館内
公益財団法人長野県スポーツ協会 総務課

9 選考の視点

応募に必要な資格・経験等を踏まえ、常勤理事（専務理事）として職務を遂行するに十分な適格性を有しているか否かを総合的に判断します。

10 選考方法

- (1) 第一次選考（書類審査）
第一次選考は、「採用選考申込書」及び「応募動機・自己アピール文書」により令和6年2月中旬を目途に行い、可否の結果は全ての申込者に通知します。
- (2) 第二次選考（面接審査）
第二次選考は令和6年2月中旬を目途に行い、面接日及び会場等については第一次選考合格者に対し通知します。なお、可否の結果は第二次選考を受けた全ての者に通知します。
- (3) 第二次選考合格者は、当法人役員等候補選出委員会において候補者として決定された後、令和6年3月開催の臨時評議員会において理事に選任、同年4月1日付けで就任する見込みです。
また、専務理事には、その後の理事会の決議により選定されることとなります。

11 関連情報

当法人の事業概要及び決算資料等の関連資料につきましては、当法人のホームページに掲載しております。

URL <http://www.nagano-sports.or.jp/>

12 問合せ先

公益財団法人長野県スポーツ協会 総務課 赤津
電話（代表） 026-235-3483
FAX 026-232-6528
E-mail info@naganoken-sports.or.jp

13 その他

- (1) 提出いただいた書類等の個人情報については、選考の目的のみに使用します。
- (2) 提出書類等は、理由の如何に問わず返却できませんのでご了承ください。
- (3) 申込み及び面接に要する費用は、全額申込者の負担とします。